

第1回志摩市いじめ問題対策連絡協議会 会議録	
1. 開催場所	志摩市消防本部消防庁舎 5階 会議室
2. 開催日時	令和7年8月25日（月） 9時30分 開会 10時30分 閉会
3. 出席者	・いじめ問題対策連絡協議会委員 8名 谷口委員、城山委員、山崎委員、竹内委員、米奥委員、中村委員、喜田委員、金光委員 ・事務局 4名 ・オブザーバー 鳥羽警察署 生活安全課 係長
4. 欠席委員	三谷委員、並木委員、宗田委員、石田委員、岩城委員
5. 会議案件	・会長の選出について ・志摩市いじめ問題対策連絡協議会の役割について ・いじめの認知件数及びいじめ防止対策に係る取組について
6. 議事概要	（事務局） ただいまから、第1回志摩市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。私、志摩市教育委員会事務局学校教育課の橋爪と申します。 本来ですと、会議の進行は、会長にお願いするところですが、今回は、会長を含む委員の改選があり、まだ会長が決まっておりません。そこで、誠に恐縮ですが、会長選任までの間は、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いします。 はじめに、事前に送付しました資料に不足がないかご確認ください。 資料1から8までの「委員名簿」、「組織関係図」、「志摩市いじめ防止対策推進条例」、「志摩市いじめ防止基本方針」、「いじめ認知件数」、「いじめ防止対策に係る主な取組」、「いじめ防止強化月間（4月）の取組例」、「アンケート」を送付させていただきました。私の手違いで「事項書」がお手元に届いていない委員様がおられましたら、大変恐縮ですが、前のモニターに表示しておりますので、そちらを合わせてご覧ください。 それでは、事項書に沿いまして、まず、改選のあった委員の皆様に対し委嘱状を席上に配布させていただいておりますので、お名前のご確認をお願いいたします。 続きまして、教育長より皆様へのご挨拶を予定していましたが、別の公務により出席することができませんので、預かった挨拶文を事務局において、代読させていただきます。 ～あいさつ～

続きまして、委員の皆様方から、自己紹介をお願いしたいと思います。ご着席のまま、お名前、役職などをお願いいたします。

～委員自己紹介～

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をいたします。

～事務局自己紹介～

ここで、会議の定足数の確認を行います。本日は13名中8名の委員にご出席いただいております。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、志摩市いじめ防止対策推進条例第15条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは、事項3の「会長の選出」に移りたいと思います。志摩市いじめ防止対策推進条例第14条の規定では、「委員の互選により定める」こととなっております。委員の皆様方でご意見等が特にないようであれば、事務局の案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、事務局案といたしまして、会長は、志摩市小中学校長会の会長であります磯部小学校長の谷口委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長は谷口委員ということで、よろしくお願いします。ここからの進行は谷口会長をお願いいたしますので、お席の移動をお願いします。

(谷口会長)

会長に選任されました谷口です。それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。事項書に沿いまして、まず、議事(1)「志摩市いじめ問題対策連絡協議会の役割について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、委員の皆様の改選が多くありましたので、再認識の意味も込めまして、志摩市いじめ問題対策連絡協議会の役割についてご説明いたします。それでは、資料3「志摩市いじめ防止対策推進条例」の3ページをご覧ください。

本協議会は、条例第11条の規定にありますように、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定を根拠として、設置されております。

そして、次の条例第12条をご覧くださいますと、本協議会の所掌事務としまして、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携並びにいじめの防止等の対策を推進するために必要な事項に関し協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとするとしております。

これがまさに本協議会の役割となります。次に、資料4「志摩市いじめ防止基本方針」をご覧ください。この方針では、もう少し本協議会の目的と役割について触れており、「いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行う」としています。以上の趣旨から、本協議会が設置されておりますことをご認識くださいますよう、お願いいたします。

また、資料が前後しますが、資料2「志摩市いじめ防止等に係る組織関係図」では、本協議会を含めまして、各機関との相関関係が図示してありますので、こちらも併せてご承知おきください。

以上で議事(1)の説明を終わります。それでは、この後、議事(2)において、本市で行っております、いじめ防止の取組について説明させていただきますが、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」に向けた有効な手立てについて、皆様の意見を頂戴できればと考えております。

(谷口会長)

ありがとうございます。それでは、続けて、議事(2)「いじめの認知件数及びいじめ防止対策に係る取組」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

少し時間をいただきます。よろしくお願いします。

資料5をご覧ください。今年度6月末時点で、いじめの認知件数は小中学校合わせて、33件となっています。そのうち、「一人ひとりが大切にされる生活アンケート」から認知したいじめは、小学校15件、中学校13件です。

いじめの積極的な認知が進み、昨年度と同程度の認知を確認しています。志摩市では、年間4回の生活アンケートを実施しています。この生活アンケートの内容については、資料8をご覧ください。子どもたちがいじめを訴えやすい

環境づくりを行っていくことが、いじめの防止、早期発見、早期対応につながり、安全・安心に学校生活をおくることができることにもつながると考え、取組を続けます。

続いて、資料6「令和7年度志摩市いじめ防止対策に係る主な取組」により説明します。(1)「いじめ見逃しゼロ」提言に基づく校長会研修の①「いじめの積極的認知」の必要性です。

別紙のとおり、第1回志摩市小中校長会にて、「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組を志摩市の学校教育の重要な柱として推進していくこと、いじめを見逃さないことがいじめをなくするためには不可欠な取組になることを確認しています。「いじめはどこでも起こりうるもの」、「どの子もいじめの被害者にも加害者にもなりうるもの」という認識をもち、子どもたちへの丁寧な関わりと支援によって、いじめを解消していく取組を日々の生活から行っています。

今年度も、年間4回のアンケートや教育相談、子どものつぶやき、保護者からの相談など、あらゆる機会をとらえて、いじめにつながる事象を拾い上げ、積極的ないじめの認知にむけて取組の推進を図ります。

いじめの認知数が増えることが問題ではなく、いじめが見逃されることこそが問題であることを各校へ周知し、「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組を推し進めていきます。いじめに対するアンテナを高くし、積極的な認知の重要性を発信していきます。

(2)生徒指導担当者を中核にした全教職員対象の研修会の実施について、いじめ問題におけるミドルリーダー教員の育成は、学校全体でいじめ問題に効果的に対応し、安全で安心できる学校環境を構築するために極めて重要であると考えています。いじめ認知の際の初期対応、情報収集、事実確認、関係機関との連携といった危機管理能力の育成や、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、再発防止といった一連のプロセスを理解し、主体的に学校全体でのいじめへの対応力を向上させていくミドルリーダーの育成を図っていきます。

先日6月23日に行われた生徒指導担当者研修では、三重大大学の中西良文教授を講師として、「自己肯定感の涵養について」をテーマにお話をいただきました。

単なる研修の実施にとどまらず、学校組織全体の意識を変革する取組であると捉え、ミドルリーダーのリーダーシップと専門性が発揮されることで、子どもたちが安心して学べる学校づくりを支えています。

(3)教育委員会におけるいじめ認知の二重チェック体制の構築の①一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査の実施について、年4回のアンケートを今年度も実施していきます。各校において、より丁寧な児童生徒への関わりを働きかけ、アンテナを高くしていくとともに、児童生徒の話に耳を傾け

る機会としていきます。②いじめ・不登校対策連携会議の定例開催について、月 1 回の定例会として実施していきます。不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒を総合教育センターと学校教育課で連携して把握し、情報の共有を図ります。さらに、関係機関とのつながりや学校と保護者・本人との関わりを確認し、不登校児童生徒が、どこともつながっていない場合には、早急に学校へ働きかけ、ケース会議や相談活動に持っていく体制を構築しています。現段階において、不登校児童生徒数は 6 月末現在で、24 人となっています。その中でスクールカウンセラーを含む関係機関とつながっていない児童生徒は現在いません。引き続き支援の輪を作る取組を進めていきます。③各校からあげられた情報や学校からの聴き取りをもとに関係機関との積極的な連携について、SNS がらみの問題行動や各校における生徒指導事案に対して、学校と教育委員会事務局が連携して具体策を考える取組を進めていきます。また、報告のあった月だけにとどまらず、継続した経過追跡や支援を行い、状況に応じて関係機関への接続を促していきます。今年度はこれまでに、9 回のケース会議を行っています。

(4) 関係機関・外部機関との連携による取組の①・②について、保護者の参加率が高い中学校入学説明会の場で、鳥羽警察署と連携し、スマホ等の危険性について、実際の事例を含め注意喚起を行いました。今年度も引き続き、全ての中学校説明会において実施していきます。

また、各小中学校では、SNS に関する教室や保護者講演会を実施しています。

子どもたちが「被害者」にも「加害者」にもならないよう、引き続き学校とともに対応していきます。③保護者支援の充実について、ケース会議の積極的な開催により、関係機関とのつながりを目指していきます。学校から、ふれあい教室、こども家庭課や学校教育課へ相談があり、ケース会議を開催する流れができています。その都度、関係機関との情報共有を図り、各機関での対応を確認し、実行に移すことを確認しています。多角的・多面的な視点から、どのような支援を行うことができるのか、法務少年支援センターや南勢少年サポートセンターなどの各機関とも連携をし、保護者支援の充実を図っていきます。

また、志摩ふれあい教室に通級する子どもたちの保護者の交流機会として、「ふれあい親の会」を 8 月 5 日に開催しました。当日は、フリースクール「三重シュール」の石山先生を招いて、親同士、様々な思いを交流し合って、ほっと一息つける会になったと聞いています。④志摩市総合教育センターへの臨床心理士の追加配置について、昨年度と同様、市の直接雇用で、臨床心理士を 1 名、総合教育センターに配置し、相談活動を強化しています。⑤1 人 1 台学習情報端末における見守りフィルターの活用について、令和 4 年度より、志摩市では「1 人 1 台学習用情報端末」に子どもたちが自殺関連サイト等、危険なサ

イトへのアクセスが行われた場合、教育委員会へメール通知が届く仕組みになっています。これまでと同様、このことがきっかけとなり、夏休みでの見届け・見守りを各家庭にお願いをしたり、学校へ登校するタイミングに合わせてスクールカウンセラーを配置したりするなどの対応を取っていきます。⑥スクールソーシャルワーカーの巡回・派遣を通して、児童生徒が置かれている生活環境への働きかけについて、文岡中学校区・総合教育センターにスクールソーシャルワーカーが配置されています。各校で行われるケース会議には、なるべくスクールソーシャルワーカーにも入って頂き、子どもの特性の面も含め、どのような支援が考えられるのか、また、関係機関への調整についても意見をいただいています。⑦社会的自立を目指した「すだちカフェ」の運営について、中学校の時に、不登校の状況であった生徒や不登校傾向にあった生徒が中学校卒業後、学校生活や社会生活に適応できていない生徒等に対し、それぞれのペースで活動を行う「すだちカフェ」を立ち上げました。自己肯定感を高めるなど個々に応じた支援を行い、ほっとできる居場所づくりを実施することにより、学校生活・社会生活への適応や自立を目指すことを目的に、この4月より運営しています。月1回の運営ですが、「すだちカフェ」には、7名の子どもたちが自主的に参加をしています。子どもたちの多くは、通信制の高校へ通っているため、運営するスタッフには、代々木高校の養護教諭にもお願いをし、子どもたちの支援を行っていただいています。その他、スタッフには、ふれあい教室の職員、退職教員、将来の就労支援を見据えて、社会福祉協議会の職員の方々にもお願いをし、支援に当たっていただいています。

(5) 児童生徒の自主的な活動の推進の①志摩ふれあい人権フォーラムといじめフォーラムとの融合について、志摩ふれあい人権フォーラムの作文選出の際に、いじめに関連する内容を取り扱ってもらえるよう働きかけ、いじめの観点で議論ができる場を作っていきます。いじめ対策と人権の融合は、いじめ問題の根本的な解決を目指す上で非常に重要だという認識のもと、いじめは単なる個人の問題ではなく、人権侵害であるという知識を子どもたちが理解し、包括的なアプローチを行っていきたいと考えています。いじめの背景には、差別意識、偏見、多様性の軽視など、人権に関わる問題が潜んでいることを十分に理解し、人権教育を通じて、子どもたち一人ひとりが持つ権利や他者を尊重することの大切さを学び、作文に綴る取組を通して、児童生徒の育成に粘り強く取り組んでいきます。②いじめ防止強化月間等における児童会・生徒会等の積極的な取組と発信について、資料7をご覧ください。今年度4月の取組例を掲載しています。児童生徒のいじめ防止における主体的な各校の取組を紹介しています。

(6) 魅力ある学校づくりの①・②・③について、子どもたちにとって、学校がただ勉強するだけの場所ではなく、心の底から安心して過ごせる「居場所」で

あるために、いじめや不登校の未然防止につながる取組や、レジリエンス教育の取組を行っていくことが、全ての子どもたちが「ここにいてよかった」と思えるような環境を育んでいくことにつながるはずです。学校運営協議会が中心として立ち上がった不登校支援のための居場所づくりである「ほっとる一む」は市内3か所で運営されています。運営形態は、それぞれの子どもたちのニーズに合わせたものとなっていますが、学校全体で、地域全体で子どもを見守る体制が強化されています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた定期的な情報共有を設け、子どもたちの些細な変化にも気付き、サポートをしていくことが大切であるという認識のもと、魅力ある学校づくりに取り組んでいきます。以上です。

(谷口会長)

ありがとうございます。議事(1)・(2)とを合わせて、意見・質問等はないでしょうか。

(竹内委員)

学校におかれては、いじめ見逃しゼロについて取り組んでいただいていると思うが、他人事ではなく自分ごととして捉えるということ、これからも大切にしていてもらいたいと思います。

(米奥委員)

資料7「いじめ防止強化月間(4月)の取組例」の小学校の5番目の「児童会と学校運営協議会による合同あいさつ運動」について、具体的にどのような活動でしょうか。

(事務局)

例えば、磯部中学校区や文岡中学校区など、登下校時において地域の方に声をかけていただきながら、子供たちの見守り・見届けを行っていただいている取組のことです。児童会や生徒会の取組の一環として、これらの合同挨拶運動の取組を学校教育課にご報告いただいているところです。

(谷口会長)

磯部中学校区においても、昨年初めて磯部小学校・磯部中学校・志摩高校とで挨拶運動を複数回実施しました。継続的に実施できればと思っています。

いじめの防止対策としましては学校や教育委員会が中心となって取り組んでいくものとはなりますが、いじめ防止につながるという観点から、広く、子ど

もたちの生活に関わること、子どもたちの自尊感情を高めること、人権といった観点で、皆様それぞれの機関がどのような取組をされているのか、ご紹介いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(山崎委員)

就学前の子どもたちであることから、上手く言葉にしたり文字を書いたりということが難しいところもありますので、何か子どもたちの中で起きたときには、行動には何か理由があるということを念頭に、じっくり話を聞くように心がけています。また、なかなか上手く表現ができない子どもたちに関しては代弁してという対応になりますが、こうなのではないかという先入観を入れないよう、慎重に話を聞くようにしています。就学前の子どもたちであっても、相手の容姿をからかったり、揶揄するような言葉をかけたりする場合もあるため、そういった言動を見逃さないようにし、相手が嫌な思いや辛い思いをするということを丁寧に伝わるように指導するようにしています。

(谷口会長)

ありがとうございます。小学校の現場としましても、そういった取組を積み重ねてもらえると、大変ありがたいと思います。

(城山委員)

志摩中学校におきましても、資料7に記載のある取組については、生徒会を中心とし、職員も加わって行っております。また、教頭会においても各校の取組を情報共有し、そういった取組を参考として、各校に還流しています。また、関係機関との取組や情報共有については、教頭会が窓口となって今後も取組を進めていきたいと思っています。

(谷口会長)

先程来、各委員からお話のあった、「自分ごととして取り入れていく」ということにつきまして、磯部小学校において、かなりその部分には注力しており、具体的には、第三者をどのように育成するかということを大切にしています。今まではいじめを見かけた場合、第三者である子どもたちから加害者側に注意するよう指導していましたが、そのように注意する力をつけてもらいたいものの、なかなか難しい現状があります。そこで、今は、いじめを見かけた場合、まずは大人に相談する力をつけるように指導しています。その観点からも、「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」は、第三者の立場で目撃したことの子どもたちが記載してくれるケースもあり、非常に効果的だと

感じています。この取組を継続してきて思うことは、「いじめに気が付いていなかった」や、「いじめと認識はあるものの止める行動を起こせなかった」という子どもたちが相当数存在します。そういった子どもたちに気付いてもらい、大人に伝える又は自分で注意する力をつけてもらうための指導や取組を大切にしていきたいと思います。それが自分事として捉えることにつながるものと考えています。

(米奥委員)

日々子どもたちの見守り活動を行っていると、様々なことがあります。気になった子どもがいた場合には、変化がないかなど特に注意して見守りを行っています。ある日、「友達に嫌なことをされる」と訴えてきた子どもがいたので、「担任の先生に、話をしたの？」と尋ねると、隣の子が「もう先生は知ってるよ」と答えてくれました。「そうか。先生は知ってるけど、嫌なんだね。まだ今も続いているようだったら、友達と一緒に嫌だって言ったり、先生にまた言ったりして解決できるといいね」と伝えました。そのような形で声かけをしています。また、保護者からも不安な声を聞くことがありますが、その際には、とにかく話を聞くようにしています。登校をしづる子どもの母親から、友達との関係で嫌なことがあるのかなと思い、本人に聞いてみるが、そういうことはないと本人からは聞くものの、非常に心配しているという話を聞いたこともあります。そのようなときにも、誰かに話をすることにより整理できるし、不安が和らぐ面もあるだろうと考え、しっかり話を聞くことに徹しています。

(竹内委員)

人権擁護委員の啓発活動として、6月1日の人権擁護委員の日であるとか、市内のイベントで、一般の方にリーフレットや啓発物品を配ったりしています。それから、子供たちへの啓発活動としては、希望する保育所、幼稚園、こども園などに人権教室を行っています。今年度は、人権教室について、9月に立神保育所、10月に安乗保育所、1月にひまわり保育所と鶴方幼稚園での人権教室を予定しています。それから、神明小学校では、今年度、年間を通して、人権の花運動に取り組んでいただいています。5月にその指定書交付式、6月に花苗の植付け、7月には、地域の施設へ花の贈呈を行っています。この3回の活動に人権擁護委員も参加させていただいています。

そして、神明小学校では、10月に4年生から6年生の高学年を対象にボッチャ体験の人権教室を、11月には1年生から3年生を対象とした人形劇の人権教室を予定しています。

こうして、何度も学校を訪問させていただくことで、人権擁護委員を知って

もらい、児童の皆さんが、少しでも話をしてみようか、悩みを話してみようかと思ってもらえるようにしていければと思っています。

また、小中学校に関係しているものとして、SOSミニレターがあります。困っていることや悩んでいることを書いて送ると、人権擁護委員に届くというもので、今年も、小中学校に7月初めに配布をお願いしました。また、随時、いつでも書けるように予備も置いてもらっています。今年度は既に伊勢協議会に、4通届いているものと認識しています。この手紙に、3人から4人の人権擁護委員が相談しながら返事を書き、送り主に共感したり、励ましたり、手紙のやりとりを促したりという活動を行っています。

このように連携協力して、いじめ防止のために、関われる部分で積極的に関わっていきたいと思っています。

(中村委員)

社会が多様化・複雑化する中で、志摩市では年3回、市民を対象とした人権講座のほか、年1回、同じく市民を対象とした講演会を開催しております。また、先程、人権擁護委員の竹内さんからもお話がありましたが、神明小学校において人権の花運動に取り組んでいます。それから、皆様にご依頼があります。志摩市人権施策の基本方針を令和8年度に改訂する予定です。改訂に向け、人権問題に関する志摩市市民の意識調査というアンケートを9月1日に発送します。無作為に2千人を抽出しており、皆様のもとにも届く可能性がありますので、届いた際には、ぜひご協力ください。

(喜田委員)

外から見えにくい障害もある中で、いじめを受けるケースもあるものと思われますので、そういう面からも、障害に関する理解や受容といったことを周知・啓発を一緒に取り組んでいきたいと感じています。また、当課は民生委員・児童委員の担当課でもありますので、皆様の活動と連携しながら取組を進めていきたいと思います。

(金光委員)

日頃は、関係機関会議・ケース会議などにおいて、ご協力いただき、ありがとうございます。鳥羽警察署におかれましては、普段、パトカーで警察の方が学校に来ていただくだけでも緊張感をもって学校生活を送ることにつながりますので、そのような連携を続けていただけたらと思います。先程、事務局から説明のあった見守りフィルターにつきまして、休み時間に嫌なことがあって、授業中に衝動的に「死にたい」等の特定のキーワードを入力されたことを受け、

	大丈夫かどうか確認したこともあります。一言によって嫌な思いをすることもありますので、いじめのＳＯＳミニレターの話もありましたが、気付いていた際には学校・教育委員会と連携して解消していければと思いますので、よろしくお願いします。 (谷口会長) ありがとうございます。今日は、それぞれの職場・所属での話を聞かせていただいて、本当にありがたく思いましたし、心強くも感じました。また、今後もしようしくお願いしたいと思います。それでは、議事(3)その他について事務局から連絡等がありましたらお願いします。 (事務局) 事務局の方から連絡事項2点申し上げます。 まず1点目です。本会議の会議録につきましては、事務局で作成後、委員の皆様へ送付し確認依頼をさせていただきますのでご承知おきください。 続きまして、2点目です。本会議につきましては、年間2回を予定しており、次の会議につきましては、2月頃を予定しています。 また、日程調整の時期になりましたら、連絡させていただきますのでよろしくお願いします。 (小林会長) では、本日の会議の事項は以上となります。進行を事務局にお返しします。 (事務局) 委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。 これをもちまして、第1回志摩市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。
--	---